

第1章 日本標準産業分類の作成要旨とその変遷

統計の正確性と客観性を保持し、また、統計の相互比較性と利用度の向上を図るためには、各種統計基準の設定が必要であるが、日本標準産業分類はこのような統計基準の一つとして統計調査の産業表章のために設定されたものである。

ここに刊行した「日本標準産業分類（昭和59年1月改訂）」は、昭和24年10月に設定し、昭和51年5月に第8回目の改訂をした標準分類を更に改訂したものであり、第9回目の改訂に当たる。

ここで昭和24年10月の日本標準産業分類設定までの経緯及び昭和51年5月の第8回改訂までの経緯を述べれば、概略次のとおりである。

我が国の産業分類が初めて作られたのは、昭和5年（1930年）第3回国勢調査のときであった。これより先、大正9年（1920年）第1回国勢調査のときに職業分類が作られているが、これは産業と職業が混在したような分類であって、明確に二つの分類に分けられたのは、昭和5年とするのが適当である。この産業分類は、内閣訓令第3号をもって各省が統一的に使用するよう規定されたが、十分には効果を挙げることができなかった。

その後、経済統計の発達に伴い、工業分類、農業分類等部分的な産業分類も作成されたが、これらの間に分類上の統一がなく、解釈も区々であったため、同一の事業所が調査によって異なる産業に分類されることもあり、利用上多大の不便があった。このため、昭和15年（1940年）第5回国勢調査のときに、我が国の標準産業分類を作成することとなり、関係各省庁の専門家の協力により、統一分類が作成され、各省次官の申合せにより、この産業分類の共通使用が図られた。しかしながら、このときも、分類に関する細部の運営要領や大綱に関する定義などが理論的に確定されていなかったため、形式的な統一のみに止まり、調査の結果数字に多大の差異が発見され、理路整然とした標準産業分類の必要性が痛感されていた。

戦後、国際連合が提唱した1950年世界センサスに呼応して、我が国でも大規模な各種センサスを実施することとなったのを機会に、統計委員会の下に1950年センサス中央計画委員会が設置され、センサス実施の研究と基礎事業である各種分類の研究が進められることとなり、各種の専門部会が設けられた。

この専門部会の一つである産業分類専門部会によって、標準産業分類の作成作業が昭和24年3月から開始され、同年10月に日本標準産業分類が完成した。そして、指定統計を初め多くの重要な統計調査に使用されることとなった。

日本標準産業分類の統一的使用については、昭和24年12月23日の第12回統計委員会及び昭和25年4月28日の第17回統計委員会において審議された結果、統計法による政令が制定されることとなった。

日本標準産業分類の統一的使用を政令として制定するに当たり、第一に考慮されたのは、日本標準産業分類が、数多くの統計調査に対し、どの程度無理なく適用できるかという点であった。そこで、日本標準産業分類が昭和24年設定以降実地に使用された結果や、我が国産業構造の変化を検討した結果、この標準分類の改訂の必要性が認められた。改訂作業は産業分類専門部会で、産業部門別に設けられた小委員会ごとに行われ、昭和26年3月に成案を得た。こうして、昭和26年4月30日政令第127号「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令」が公布され、同時に日本標準産業分類の第1回改訂が行われたのである。

その後、我が国産業の変化などにより、本分類を更に我が国の実情に合致させる必要が生じたため、昭和28年3月に第2回の改訂が行われ、また、武器製造業を新設するために、昭和29年2月に第3回の改訂が行われた。

なお、この間に統計委員会は、昭和27年8月に行われた行政機構改革に伴い、行政管理庁に統合された。そして行政管理庁に附置された統計審議会の下に設けられた産業分類専門部会が、標準産業分類に関する諸問題の審議に当たることとなった。上記第3回改訂は、昭和27年9月18日の第1回統計審議会において、行政管理庁長官から統計審議会会長にあてた諮問第1号（統計調査に用いる産業分類の基準の設定について）に対する第1回答申に基づくものである。

その後も、各種統計調査での使用上多くの問題が生じてきたので、昭和32年5月に第4回の改訂、昭和38年1月に第5回の改訂、昭和42年5月に第6回の改訂、昭和47年3月に第7回の改訂、昭和51年5月に第8回の改訂が行われ今日に至った。

なお、上記第4回の改訂は、諮問第1号の第2回答申に基づいて行われたが、その後の改訂では、その都度、改めて諮問が行われている。

参考のため、各改訂について、政令に基づく告示及びその適用の年月日、並びに統計審議会に対する諮問番号、諮問及び答申の時期を示せば、次のとおりである。

改訂回数	告示関係		統計審議会関係		
	告示日	適用日	諮問番号	諮問日	答申日
第1回	26. 4. 30	26. 5. 1	—	—	—
第2回	28. 3. 31	28. 4. 1	—	—	—
第3回	29. 2. 27	29. 3. 1	第1号	27. 9. 18	(1) 29. 2. 12
第4回	32. 5. 1	33. 1. 1			(2) 32. 4. 26
第5回	38. 1. 12	38. 4. 1	第92号	37. 11. 19	37. 12. 14
第6回	42. 5. 1	43. 1. 1	第105号	41. 2. 18	42. 2. 17
第7回	47. 3. 31	47. 4. 1	第139号	46. 6. 16	47. 2. 18
第8回	51. 5. 15	52. 1. 1	第164号	50. 12. 5	51. 4. 16
第9回	59. 1. 10	60. 4. 1	第195号	57. 12. 17	58. 4. 15

第2章 日本標準産業分類一般原則

第1項 産業の定義

この産業分類にいう産業とは、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動をいう。ここでは、一般に産業といわれる農業、建設業、製造業、卸売業、小売業などの営利的活動のほか、教育、宗教、公務、医療などにおける非営利的活動も含める。

なお、家庭内において家族が行う家事労働は含めない。

第2項 事業所の定義

この産業分類にいう事業所とは、経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。
- (2) 財貨及びサービスの生産又は提供が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。

すなわち、事業所とは、一般に工場、製錬所、鉱山、商店、営業所、事務所、農家、学校、病院などと呼ばれるものである。

この場合、一構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば原則

として一事業所とし、一構内にあっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所とする。

なお、一区画であるかどうかは明らかでない場合は、売上台帳、貸金台帳など経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし一事業所とする。

また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則であるが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがある。

しかし、経済活動の行われる態様は、多種多様なものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。

- (1) 経済活動の行われる場所が一定せず、他に特定の事業所を持たない行商や個人タクシーなどの場合は、本人の住居を事業所とする。
- (2) 特定の事業所を持たず住居で仕事をしている著述家、画家、家庭における内職者などの場合は、本人の住居を事業所とする。
- (3) 日々従業員が異なり、貸金台帳も備えられていないような詰所、派出所などは、場所が離れていても原則として別の事業所とせず、それらを管理する事業所に含めて一事業所とする。
- (4) 農地、山林、海面などで行われる農・林・漁業の経済活動については、その場所を事業所とせず、それらの活動を管理している事務所、営業所又は事業主の住居を事業所とする。
なお、農・林・漁家の場合、一構内（屋敷内）に店舗、工場などを有し、そこで農・林・漁業以外の経済活動が行われている場合は、別にそれらの事業所があるものとする。
- (5) 建設工場の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所（個人経営などで事務所を持たない場合は、事業主の住居）に含めて一事業所とする。
- (6) 鉄道業において、一構内にいくつかの組織上の機関（保線区、機関区など）がある場合は、その機関ごとに一事業所とする。ただし、駅、区などの機関で駅長、区長などの管理責任者が置かれていない場合は、その管理責任者のいる機関に含めて一事業所とする。
- (7) 一構内に二つ以上の学校が併設されている場合は、学校の種類ごとに別の事業所とする（この場合の学校とは、学校教育法の規定による学校とする。 ）。

なお、教育以外の事業を営んでいる経営主体が、同じ場所に学校を経営している場合、その学校は、教育以外の事業所とは別の事業所とする。

- (8) 国、地方公共団体については、一構内であっても法令、条例により別個の機関として置かれている組織体は、それぞれ一事業所とする。

また、国、地方公共団体が行う公営企業、収益事業については、それぞれの機関ごとに一事業所とする。

- (9) そのほか、事業所の有無を確定することが困難な場合、統計調査によっては、事業所の取扱いに若干の相違の生じることがある。

例えば、住居の一部で仕事が行われているときは、次のように取り扱う場合がある。

ア そこにすべて事業所があるものとする。

イ 事業からの収入が収入の主な部分を占めている世帯に限って事業所があるものとする。

ウ 雇用者のある場合に限り事業所があるものとする。

エ 看板類似の社会的標識のある場所に限り事業所があるものとする。

また、特定の元請業者のもとで多くの下請がなされている場合、下請の事業所をその元請業者のもとに一括する場合がある。

第3項 分類の基準

この産業分類は、統計調査の対象における産業の範囲の確定及び統計調査の結果を産業別に表章するために用いられるものである。この分類は、事業所において行われる経済活動すなわち産業を、主として次のような諸点に着目して区分し、それを体系的に配列したものである。

- (1) 生産される財貨又は提供されるサービスの種類
- (2) 財貨生産又はサービス提供の方法（設備、技術など）
- (3) 原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの（商品など）
の種類

なお、分類項目の設定に当たっては、事業所の数、従業員の数、生産額又は販売額等も考慮した。

第4項 分類の構成

この産業分類は、大分類、中分類、小分類及び細分類から成る4段階分類であり、その構成は、大分類14、中分類96、小分類452、細分類1,262となっている。

大分類	中分類	小分類	細分類
A 農業	1	9	15
B 林業	1	5	10
C 漁業	2	5	20
D 鉱業	4	14	59
E 建設業	3	20	47
F 製造業	23	161	588
G 電気・ガス・熱供給・水道業	4	6	10
H 運輸・通信業	8	32	55
I 卸売・小売業，飲食店	12	54	150
J 金融・保険業	8	22	72
K 不動産業	2	5	9
L サービス業	25	113	221
M 公務(他に分類されないもの)	2	5	5
N 分類不能の産業	1	1	1
(計) 14	96	452	1,262

この産業分類の分類符号は、大分類項目がアルファベット、中分類項目が2けた、小分類項目が3けた、細分類項目が4けたの数字で示されている。

第5項 分類の適用単位

この産業分類を適用する単位は、一事業所ごとである。

なお、個人に本分類を適用する場合は、個人の属する事業所を単位とする。また、事業所及び個人以外、例えば企業等に適用する場合は、事業所の場合に準じて行うものとする。

第6項 事業所の産業の決定方法

この産業分類により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による。

すなわち、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定するが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定する。この場合の主要な経済活動とは、これら複数項目のうち、生産される財貨、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する過去1年間の収入額又は販売額の最も多いものをいう。ただし、収入からは、その事業所の本来の経済活動以外の一時的な要因によって得られた部分を除くものとする。（注）

なお、同一企業に属する事業所間の財貨の移動又はサービスの提供は、販売又は対価を受け取って行うサービスの提供と同様に取り扱うものとする。また、個人経営の農林漁業に対する販売又は貸加工サービスの提供は、一般消費者世帯に対するものと同様に取り扱うものとする。

上述のように事業所の産業は、収入額又は販売額の最も多い経済活動によって決定されるのが原則であるが、この原則によることが困難な場合又は適切でない場合は、従業員の数又は設備によって決定することがある。

また、事業転換、休業中及び設立準備中などの事業所の産業は、次のように取り扱う。

- (1) 1年以内に事業の転換が行われた事業所については、原則として転換後の事業を主要な活動とする。しかし、転換が一時的であって、設備などからみて転換前の事業に復帰することが可能であれば、転換前の事業を主要な活動とする場合がある。
- (2) 季節によって定期的に事業を転換する場合は、調査期日に行う事業とは関係なく、1年間の収入の最も多い事業を主要な活動とする。
- (3) 休業中又は清算中の事業所の産業は、休業又は清算に入る前の経済活動によって決定される。
- (4) 設立準備中の事業所は、開始する経済活動によって決定される。

以上が事業所の産業を決定する場合の原則的な方法であるが、管理事務を行う本社、出張所などの産業及び同一経営主体の事業所のみを対象とし、一般を対象とし

ない独立した事業所の産業は、次のように取り扱う。

- (1) 主として管理事務を行う本社、支社、支所、出張所などの産業は、管理する全事業所を通じての主要な経済活動と同一とする。
- (2) 自家用倉庫、自家用補修工事、自家用鉄道及び鉄道業の補助的経済活動については、主事業所の産業と同一とする。
- (3) 自家用の修理工場・変電所・車庫・包装運搬所・通信所・集荷所など一定の範囲の経済活動に限り、統計調査によって主事業所の産業と同一とする場合がある。
- (4) 上述の場合以外は、原則としてそこにおいて行われている主要な経済活動によって決定する。
- (5) (2)及び(3)に記述した事業所は、統計調査によっては別の事業所とせず、主事業所に含めて一事業所とする場合がある。

(注) 事業所の産業をこの産業分類に適用(格付)する場合は、上位分類から順次下位分類へと適用する。特に、一事業所において複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合は、まず、それらの経済活動を大分類ごとにまとめ、収入額又は販売額の最も多いものによって大分類を決定する。次に決定された大分類に該当する経済活動を中分類ごとにまとめ、その収入額又は販売額の最も多いものによって中分類を決定し、以下同様の方法で小分類、細分類を決定する。

第7項 公務の範囲

この産業分類は、経済活動の種類による分類であって、公営、民営の別を問わず、同一の経済活動は同一項目に分類される。したがって、産業分類の公務に分類されるものは、国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署であって、その他のものは、一般の産業と同様にその行う業務によってそれぞれの産業に分類される。